

矢板市企業立地優遇制度



詳しくはこちら

- 対象施設の**新規立地・増設**で、**固定資産税相当額**の全額を**5年間交付**（製造業、研究所、BPO業）
- **用地取得に最大1億円**
- **本社機能移転**で、**市民税**及び**固定資産税相当額**の全額を**3年間交付**（BCPによる移転**5年間に延長**）
- **新規雇用**1人につき**30万円**（上限なし）
- **ベンチャー企業**の立地で、**100万円**
- **対象区域は市内全域**（用地取得奨励金、借地借家奨励金以外は誘致地域外も全額交付）

奨励金名		交付要件	交付期間・交付額【上限額】
企業立地奨励金		・対象施設の新設又は増設に対する投下固定資産額が5,000万円超	・投下した固定資産に固定資産税が最初に課される年度から5年間 ・各年度の固定資産税に相当する金額【上限なし】
雇用奨励金		・操業開始に必要な常時雇用者のうち、新規雇用者を10人以上採用	・新規雇用者1人につき30万円【上限なし】
用地取得奨励金		・対象施設用に土地を購入し5年以内に操業 ・投下固定資産額が1億円を超え3億円以下	・誘致地域：土地購入価格の10% ・誘致地域以外：土地購入価格の5%
		・対象施設用に土地を購入し5年以内に操業 ・投下固定資産額が3億円を超え5億円以下	・誘致地域：土地購入価格の15% ・誘致地域以外：土地購入価格の7.5%
		・対象施設用に土地を購入し5年以内に操業 ・投下固定資産額が5億円超	・誘致地域：土地購入価格の20%【1億円】 ・誘致地域以外：土地購入価格の10%【1億円】
本社機能移転奨励金		・市内に本店登記し本社を設置又は県知事から地域再生法の計画認定を受け、特定業務施設を設置 ・新たな新規雇用者が5人以上	・法人市民税が最初に課される年度から3年間 ・各年度の法人市民税に相当する金額【上限なし】 ・各年度の固定資産税に相当する金額【上限なし】 ※事業継続計画に基づく場合、3→5年間に延長
ベンチャー企業立地奨励金		・創業10年以内 ・国や大学等からベンチャー認定	・100万円【1回限り】
借地借家奨励金		・対象施設用に3,000㎡以上の土地又は延べ面積が1,000㎡以上の家屋を賃借 ・操業開始に必要な常時雇用者が5人以上	・操業翌年度から3年間 ・誘致地域：各年度の賃借料の15% ・誘致地域以外：各年度の賃借料の7.5% 【総額4,000万円】
ホテル等立地奨励金	新設	・客室が30室以上又は収容人員が60人以上のホテル等を新設 ・操業開始に必要な常時雇用者が5人以上	・固定資産税が最初に課される年度から5年間 ・各年度の固定資産税に相当する金額【各年度2,000万円】
	増設	・市内で10年以上ホテル又は旅館を営業 ・客室を10室以上又は収容人員を20人以上増設し、増設後の客室が30室以上又は収容人員が60人以上 ・増設後の常時雇用者が5人以上	・増設部分に固定資産税が最初に課される年度から3年間 ・各年度の固定資産税に相当する金額【各年度2,000万円】
医療立地奨励金		・投下固定資産額が5億円以上 ・医療施設を新設又は増設し、医療施設の操業開始に必要な新規雇用者が5人以上	・医療施設の建設費用の20%【1億円】
オフィス立地奨励金		・オフィスを賃貸借し、契約期間が2年以上 ・オフィスの操業開始に必要な常時雇用者が5人以上	・オフィスの月額賃借料の50% 【月10万円、24カ月分】

【奨励金の対象施設・企業】産業分類…日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に基づく産業分類

(1)製造業(大分類E) (2)研究所(中分類71) (3)ホテル等(小分類751) (4)病院(小分類831) (5)県外の事業者が市内に設置したオフィス等 (6)市内に本社機能(市内に本店登記、本社機能設置又は地域再生法認定施設の設置)を移転させた事業者 (7)ベンチャー企業(国や大学等から認定を受けている事業者) (8)BPO業(中分類39、40、72、72、92)を行う事業者 (9)市長が認める施設(産業分類による中分類88の廃棄物処理業は除く。)

【問い合わせ】栃木県矢板市経済部商工観光課

☎0287(43)1107

✉syoukou@city.yaita.tochigi.jp